第９７回知的財産問題研究部会（ＩＰ部会）

テーマ『意匠・商標の知財ミックス － 意匠から“ブランド”保護を考えてみる』
日時　２０２３年５月１２日（金）13：30～16：30
場所　各自ＰＣ機器でのリモート参加
講師　小西・中村特許事務所
　　弁理士 中村 知公　氏

知財ミックスという言葉が使われるようになってしばらく経ち、事例紹介などもちらほら出てくるようになってきましたが、実際に使いこなしている企業はまだまだ少ないのではないでしょうか。当然というか情けなくというか、当社も挑戦はしているものの手応えを感じたことがありません。

今回ご講演頂きました小西・中村特許事務所の中村弁理士は意匠・商標を中心に企業担当者、特許事務所の両方の立場のご経験を持つプロフェッショナルな先生で、その豊富な経験から様々な事例紹介を交えながらのご講演をして頂けました。デザイン（Design）の語源であるラテン語「designare」の話が始まったときは驚きましたが、「意匠」とは単なる「装飾」ではない、との言葉には言われてみればその通り、と頷ける説得力があって改めて意匠について考え直さないといけないと思いましたし、侵害対応の話では、ど真ん中のストライクの位置は明確だがストライクゾーンがどこまであるのかを上手く利用することで有利に話を進めていくという発想は自分にはなかったので新鮮でした。またコストパフォーマンスや非公開・秘密といった制度を上手く活用することで、ケースによっては特許よりも活用しやすい知的財産であることが非常によく理解することができました。

『特許』という言葉が先行し過ぎているが、知的財産は特許だけではない、という中村弁理士のいうとおり、知的財産＝特許、という考えに陥りがちな自分たちもよく考え直さないと知財ミックスは使いこなせないのだろうな、と思います。自分たちは昔呼ばれた『特許部』ではなく、『知的財産部（課、室）』というのが定着してきている世代の担当者なので、その名に相応しい使いこなしをしていかないといけない、そのためにはもっともっと勉強しなければいけないと思います。今、知的財産は「取得する」ではなく、「活用する」が大事な段階に進んできているので、特許は勿論ですが、今回の意匠・商標、それに著作や営業秘密、契約なども駆使できる担当者を目指して、精進していきたいですね。

～委員代表～